

岡 監 第 177 号
平成30年10月24日

請 求 人
（氏名省略）様
請求人代理人
弁護士 水谷 賢 様
同 吉岡 康祐 様
同 森岡 佑貴 様
同 安彦 俊哉 様

岡山市監査委員 岸 堅士
同 土居 幸徳
同 小林 寿雄
同 小川 信幸

岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成30年8月27日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された岡山市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（住所省略）
（氏名省略）

2 請求人代理人

岡山市北区津島中三丁目1番1号岡山大学文化科学系総合研究棟1階
（弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所）

弁護士 水谷 賢
同 吉岡 康祐
同 森岡 佑貴
同 安彦 俊哉

3 請求書の提出日

平成30年8月27日

4 請求の内容

請求人が提出した岡山市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容は、次のとおりである。

岡山市職員措置請求書

岡山市監査委員 御中

平成30年8月24日

請求者（氏名省略）

請求者代理人弁護士 水谷 賢

第1 請求者

（郵便番号省略） （住所省略）

請求者（氏名省略）

〒700-8530 岡山市北区津島中3-1-1

岡山大学文化科学系総合研究棟1階

弁護士法人岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所（送達場所）

電話 086-898-1123

FAX 086-898-1124

請求者代理人弁護士 水谷 賢

同 吉岡 康祐

同 森岡 佑貴

同 安彦 俊哉

上記、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明を添え必要な措置を請求します。

第2 措置請求の要旨

1 結論

請求者は岡山市に住所を有する者であるが、岡山市（環境事業課）と株式会社A間で締結された平成30年度の岡山市足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務委託契約（以下「本件契約」という）は、違法な一般入札に基づき落札した株式会社Aとの間で締結された契約であるので、本件契約も違法もし

くは不当な契約となるから、岡山市に対して、改めて、岡山市足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務についての一般入札を行なうなどして、もって、適正な契約を締結すること、並びに、足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務の一般競争入札参加資格においては、過去3年間の合計において3,760トン以上の一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有することとする要件を適正な要件に変更するよう求める。

2 理由

(1) 地方自治法の規定

地方自治法は、「請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し（同法234条1項）、これらの手続の関係については、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と定め（同条2項）、一般競争入札が原則である旨明示している。この一般競争入札の方式については、「競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告…の手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。」と政令に委任をしている（同条6項）。

(2) 地方自治法施行令の規定

地方自治法の規定を受けた地方自治法施行令は167条の4は一般競争入札における一般的な資格について定め、167条の5の1項において「普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」と定め、同2項において「普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。」と規定している。さらに、167条の5の2において「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」と定め、工事における経験等も一般競争入札における参加資格とすることが出来る旨規定している。

このような規定を受けて策定された一般競争入札の参加資格等は、同令167条の6の規定に基づき、公告がなされることとなる。

3 岡山市北区足守地区における一般家庭ごみの収集運搬業務についての一般競争入札の状況

(1) 岡山市環境事業課(以下「岡山市」という)は、上記法令の定めに基づき、岡山市北区足守地区における一般家庭ごみの収集運搬業務についてはこれを行う業者について一般競争入札で決定することとし、近年では、平成20年度、平成24年度、平成29年度に各一般競争入札が行われていた。

(2) 平成29年度一般競争入札の参加資格の公告

岡山市は、平成29年度一般競争入札においては、同年12月20日、「平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計において3,760トン以上の一般廃棄物(ごみ)を市有施設へ搬入した実績を有すること」を本件入札における参加資格と定め(以下、「3,760トン要件」という。)、同資格について公告を行った。

(3) 平成29年度一般競争入札の入札状況等

平成29年度一般競争入札は上記参加資格をクリアする業者のうち、株式会社Aのみが入札して落札し、岡山市は落札者の株式会社Aとの間で本件契約を締結した。

4 本件契約の違法・不当性

(1) 裁量権の濫用

① 「3,760トン要件」の突如の新設

岡山市はこれまで足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務の入札においては、過去3年間の合計において2,400トン以上の一般廃棄物(ごみ)を市有施設へ搬入した実績を有することとしていたが、平成29年度一般競争入札において突如として、3,760トン要件を設定した。

② 「3,760トン要件」には根拠がないこと

岡山市は、同年度入札の参加資格としてこれまでのおよそ1.5倍に相当する収集実績を求めているが、同地区の人口の増加或いはごみの排出量の増加といったかかる収集実績を必要とする合理的具体的根拠は何ら存在しない。

③ 「3,760トン要件」新設の背景(新規参入者の排除)

岡山市が参加資格における収集実績を引き上げた要因としては次のような事情が考えられる。

同地区における一般家庭ごみの収集運搬業務はこれまで一般競争入札

で落札した株式会社Aが請け負ってきており、他の業者においても、同地区は株式会社Aの請け負う場所であるとの認識が定着していた。現に本件入札においては株式会社A以外の入札者は存在しない。

しかしながら、株式会社Bが同地区の一般家庭ごみの入札に参加する意向を示したことに呼応し、本件入札では、突如として、3,760トン要件を新設した。

④ 岡山市の説明

株式会社Bは本件入札に参加しようと考え、岡山市の担当課に「平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計における一般廃棄物（ごみ）の市有施設へ搬入した実績」を問い合わせたところ、同社の収集実績は3,284.29トンであり、上記3,760トンに僅かに足りないとのことであった。

このような事情を踏まえると、3,760トン要件は株式会社Bを入札に参加させないようにするために策定された参加資格である疑いが強い。

⑤ 裁量権の濫用

地方自治法施行令167条の5の2は一般競争入札における参加資格の策定について一定の裁量を行政に与えているように解釈できるが、そうだとすると、「3,760トン要件」の新設は、新規入札参加者を排除し、特定の業者を入札させるために参加資格を引き上げるためであって、裁量権行使の濫用であり、違法と評価せざるを得ない。

(2) 岡山市の「3,760トン要件」の解釈の間違い

岡山市は「3,760トン要件」で示されている「市有施設への搬入実績」の解釈を間違えている。

本件公告は「平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計における一般廃棄物（ごみ）の市有施設へ搬入した実績」を「3,760トン以上」と定めている。「3,760トン」の搬入実績は市有施設への搬入実績を計算することとされている。しかし、岡山市は一般廃棄物のうち民間施設への搬入実績も含めて計算をする間違いを犯している。すなわち、岡山市足守地区では、一般廃棄物（ごみ）のうち「空き缶その他の資源化物」は市有施設ではなくC株式会社等の民間施設に搬入されている。にも拘わらず、岡山市は「空き缶その他の資源化物」の搬入実績も含めて「3,760トン」以上があればよいとして計算をしている。しかし、本件公告は市有施設への搬入実績で計算するとされているので、「空き缶その他の資源化物」の搬入実績も含めて「3,760トン」以上として計算することは間違いである。岡山市は、「3,760トン」要件を充足するかどうか

の判定にあたっては、市有施設搬入実績だけで計算すべきであるのに、民間施設への搬入実績も含めて計算する間違いを犯している。

(3) 「3, 760トン要件」適用の違法性（平等原則違反）

岡山市は、本件入札に参加した株式会社Aの収集実績を、市有施設だけではなく民間施設への資源化物搬入実績を加えて計算している疑いがある。このような取扱いは平等原則（憲法14条1項）に反するものであり、違法である。

(4) 本件入札手続自体の違法性（独禁法違反）

本件入札は株式会社Aのみの入札であり、いわゆる1者入札であった。広く多くの入札者を募る一般競争入札において参加資格を引き上げ、結果として1者入札となっているのは、岡山市において特定の事業者のみを保護するものである疑いが強く、違法な私的独占（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律2条5号）等の疑いも生じさせるものである。

(5) 平成30年度の岡山市足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務委託契約の違法性

上記のとおり、平成29年度入札は違法であり、違法な本件入札に基づいて落札した株式会社Aとの間で締結した本件契約も違法である。

5 損害

上記の違法な入札のため、入札者は1社のみとなって落札されたが、その結果、収集運搬業務委託料は競争性、透明性、公平性を欠いたものとなっている。かかる違法な入札がなければ、岡山市は本件入札価格より低額での収集運搬業務委託契約を締結することができた可能性があった。岡山市は株式会社Aの落札価格とこれを下回る可能性のあった競争入札価格との差額の損害を被っている可能性が否定できない。

6 まとめ

よって、岡山市に対して、違法な本件契約を解約し、改めて、岡山市足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務についての入札を行なうなどして、もって、適正な契約を締結すること、並びに、足守地区の一般家庭ごみの収集運搬業務の一般競争入札参加資格においては、過去3年間の合計において3, 760トン以上の一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有することとする要件を適正な要件に変更するよう求める。

第3 事実証明文書

1. 公告（平成29年12月20日付け）

2. 履歴事項全部証明書（株式会社B）
3. ごみ収集等業務委託（足守地区）の入札での「入札に参加する者に必要な資格」の変化（平成30年1月26日付け）
4. 足守地区におけるごみ量の推移
5. 足守支署管内委託料積算（平成20年5月～平成25年4月）
6. 参考資料
7. 苦情等調査会による関係職員から事情聴取をした概要（平成30年2月1日）
8. 苦情等調査会による関係職員から事情聴取をした概要（平成30年2月15日）
9. ごみ収集等業務委託仕様書
10. 入札（見積）結果（平成29年度）
11. 委託業務設計書（平成30年5月～平成35年4月）
12. 入札結果情報（平成20年4月24日）
13. 入札（見積）結果（平成24年度）
14. 委託業務設計書（平成25年5月～平成30年4月）
15. 委託業務設計書（平成20年5月～平成25年4月）
16. 一般廃棄物処理手数料集計表（平成28年度分）
17. 苦情申立処理結果通知書（平成30年2月22日）
18. 苦情申立に係る意見書（平成30年2月13日）
19. 事業概要（平成29年度）
20. どーすりゃーええごみ減量リサイクルガイド（平成27年10月）
（以上、内容は原文のまま掲載。ただし、添付書類は省略した。）

また、平成30年10月4日に請求人から以下の書類が追加提出された。

追加1 ・意見陳述書（補充）

追加2 ・御津支所管内の委託業者の撤退について（報告）

（各書類省略）

5 請求の受理

本件措置請求は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成30年9月4日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書から、請求人が求める措置内容を次のように解した。

改めて、ごみ収集等業務委託（足守地区）（委託期間 平成30年5月1

日から平成35年4月30日まで) (以下、「本件業務委託」という。) の一般競争入札 (以下、「本件入札」という。) を行うなどして、適正な本件業務委託の契約 (以下、「本件契約」という。) を締結すること、並びに、本件入札の入札参加資格要件を、適正な要件に変更すること。

(理由)

本件契約は違法な一般競争入札に基づくもので、違法な入札がなければより低額な契約を締結できた可能性があり、よって市は損害を被っている可能性がある。

2 監査対象部局

環境局環境部環境事業課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成30年9月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第7項の規定に基づき、環境局の職員 (以下「関係職員」という。) を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 措置請求の要旨は、

① 改めて本件入札の再入札をすること

② 3,760トンの本件入札参加資格要件を適正な要件に変更することの2点である。

本件入札において、初めて、3,760トン以上の一般廃棄物 (ごみ) を市有施設へ搬入した実績を有することが入札参加資格要件として公告された。

これについて、市は裁量権を濫用しており、3,760トンには合理的、具体的根拠が何ら存在しない。

過去3年間の合計において3,760トン以上の市有施設への搬入実績の要件が定められた要因としては、足守地区が株式会社Aの請け負う場所であるとの認識が定着しているが、株式会社Bが入札参加の意向を示したことに呼応して3,760トン以上の市有施設への搬入実績の要件が新設されたと考えられる。

株式会社Bの市有施設搬入実績は、3,284.29トンであり、3,760トンに僅かに足りないが、これは株式会社Bを入札に参加させないようにするため策定された疑いが強い。

なお、空き缶その他の資源化物は、民間施設に搬入されているが、民

間施設への搬入実績も含めて 3,760 トン以上あればよいと計算しているのは、間違いである。

本件入札は、1 者入札で、特定の事業者のみを保護する結果となっており、手続き自体に違法性が非常に強い。

よって、本件入札は違法、無効であり、したがって、本件契約も違法、無効であるが故に、改めて再入札あるいは 3,760 トン以上の市有施設への搬入実績の要件を、合理的根拠の説明がつく要件に改善することが望ましい。

- (2) 足守地区は高齢化及び人口減少しているにもかかわらず、5 年間ごみが減少しないという市の考え方は理不尽である。

なお、「どうすりゃーええ？ごみ減量・リサイクルガイド」において、資源化物はごみではない旨を記載しているにもかかわらず、有価物、資源化物を一般廃棄物（ごみ）としている。

また、市内別地区において、以前から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を満たすとして随意契約してきた家庭ごみ収集運搬業者が、突然事業から撤退、安定した継続事業であるべきごみ収集運搬事業に不安が生じたことを、3,760 トン以上の搬入実績の要件への変更の理由としているが、この業者に確認したところ、代表者の健康上の理由で、他社に引継ぎをしたうえで撤退したとのことであり、3,760 トン以上の搬入実績の要件とは直接関係ない。

4 関係職員の陳述

平成 30 年 9 月 27 日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 家庭ごみの収集運搬業務は、地域の生活環境保全のため、将来に渡り継続して確実に実施することが不可欠であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に、市町村の責務として定められている。また、市町村が他者に委託して実施する場合においても、市町村は引き続き同様の責任を負う。

このため、市町村は、廃棄物処理法に定める委託基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者による業務の履行が継続して確実に実施されることを確保しなければならない。

- (2) 足守地区の家庭ごみ収集運搬委託については、平成 15 年度に直営から民間委託への切り替え以降、概ね 5 年毎計 4 度、競争入札を実施した。

その結果、株式会社Aがすべて落札・受託し、委託業務は継続して確実な履行がなされている。

なお、今回指摘を受けた入札に参加する者に必要な資格（6）の数量については、初回入札時が過去3年間の年平均で720トン、前回・前々回が過去3年間の合計で2,400トン、今回が過去3年間の合計で3,760トンと適宜見直しをしている。また、過去3回の応札業者の収集実績は、過去3年間の合計で10,000トン以上の事業者が6者、6,000トン以上の事業者が1者であった。

(3) 本件入札参加資格要件を見直した理由

- ・平成26年10月8日付で環境省から、市町村の一般廃棄物処理責任の重要性を再認識し、廃棄物処理法に定める委託基準に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、委託業務の確実な履行を確保すること、とりわけ委託基準は経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である旨の通知が出された。
- ・平成28年3月中旬に、市内別地区の家庭ごみ収集運搬を委託していた業者が、経済的理由で4月以降の委託業務から突然撤退し、たちまち、ごみ回収に支障が生じる事態が発生した。この業者は、当地区から排出されるごみ量、すなわち当地区での委託業務で収集運搬業務の対象となるごみ量について、長年にわたり収集実績があったが、結果として業務の継続ができなかった。

以上の点を踏まえ、本件入札に参加する者に必要な資格について、本件業務委託で収集運搬の対象となる、足守地区の実際のごみ排出量に匹敵する量のごみ収集実績が最低限必要であると判断し、足守地区の過去3年間の家庭ごみ排出量に当たる3,760トンに変更した。

これは環境省通知にあるように、経済性の確保等よりも、業務の確実な履行の確保を求めたもので、廃棄物処理法に定める市町村の一般廃棄物処理責任の重要性を前提とした裁量の範囲であり、一般競争入札としての過去の応札状況を踏まえ、競争性も確保していることから、適正な手続きであると考えている。

(4) なお、本件入札参加資格要件の3,760トンには民間施設への搬入量が含まれているにもかかわらず、参加資格の判定を市有施設への搬入量で行うことは間違いであるとの指摘があるが、各事業者の民間施設への搬入量について市側で把握・確認する手段がないため、本件入札参加資格の判定にあたっては、民間施設への搬入量は含めていない。

以上により、本件業務委託において違法性はないものと考えている。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 関係法令等

ア 法

(ア) 第234条第1項

売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(イ) 第234条第2項

前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。

イ 地方自治法施行令

(ア) 第167条の5第1項

普通地方公共団体の長は，前条に定めるもののほか，必要があるときは，一般競争入札に参加する者に必要な資格として，あらかじめ，契約の種類及び金額に応じ，工事，製造又は販売等の実績，従業員の数，資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

(イ) 第167条の5第2項

普通地方公共団体の長は，前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは，これを公示しなければならない。

(ウ) 第167条の5の2

普通地方公共団体の長は，一般競争入札により契約を締結しようとする場合において，契約の性質又は目的により，当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは，前条第一項の資格を有する者につき，更に，当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め，当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

ウ 廃棄物処理法

(ア) 第6条の2第2号

市町村が行うべき一般廃棄物の収集，運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集，運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は，政令で定める。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(ア) 第4条第1号

受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。

(イ) 第4条第5号

委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

オ 岡山市契約規則

(ア) 第2条第2項

市長は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。

(2) 環境省通知「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成26年10月8日付)

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

(前略)

市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準(以下「委託基準」という。)に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

(後略)

(3) 本件業務委託に係る事実(事実を確認した書類)

ア 市は、本件業務委託地区の過去3年間における下記の実績により、平成30年5月から平成35年4月までの委託業務の設計書を作成した。(委託業務設計書)

平成26年10月～平成27年9月 ごみ収集総量 1,261.99トン

平成27年10月～平成28年9月 ごみ収集総量 1,251.46トン

平成28年10月～平成29年9月 ごみ収集総量 1,241.86トン

イ 平成29年12月19日 市は、本件入札参加資格の条件等の審査を行った。(一般競争入札参加資格条件等審査の記録)

ウ 本件入札参加資格に係る過去3年間で一般廃棄物(ごみ)を3,760トン以上搬入した登録業者は11業者ある。(平成29年度環境局事務事

業委託等審査委員会提出資料「3,760 t以上の搬入実績リスト（許可業者抜粋）」）

- エ 平成29年12月19日 市は、本件入札参加資格を承認した。（一般競争入札参加資格条件等審査書）
- オ 平成29年12月20日 市は、本件入札実施の公告をした。本件入札に参加する者に必要な資格として、平成26年度から平成28年度までの過去3年間の合計において3,760トン以上の一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有することとし、その実績については、環境事業課において確認できる量とするとした。（一般競争入札実施の公告文）
- カ 平成30年1月18日 市は、本件入札を実施して、応札した1業者の札を開札し、落札保留とした。（入札（見積）結果）
- キ 平成30年1月30日 市は、本件入札の入札者を落札者と決定し、その結果を通知した。（一般競争入札参加資格確認結果及び入札結果通知書）
- ク 平成30年2月1日 市は、本件契約を締結した。（委託契約書）

2 判断

(1) 搬入量を2,400トンから3,760トンに変更したことについて

ア 平成20年度及び平成24年度のごみ収集等業務委託（足守地区）の一般競争入札については、これに参加する者に必要な資格の一つとして、過去3年間の合計において2,400トン以上の一般廃棄物を市有施設に搬入した実績を有することを要したが、本件入札では、2,400トン以上から3,760トン以上に変更された。

平成20年度入札では、平成17年度から平成19年度（但し、平成19年度は、平成19年3月から平成20年2月）までの3年間の収集実績の年平均値に3を乗じて2で除した値から2,400トンという要件が設定され、平成24年度入札では、この要件の変更は行われなかった。本件入札では、平成26年10月から平成29年9月までの収集実績の年平均値に3を乗じた値から3,760トンという要件が設定された。すなわち、2,400トンから3,760トンへの変更の要点は、過去3年間の収集実績の年平均値に3を乗じた後の「2で除すこと」を廃止したことである。

イ 上記要件変更の前に、次の各事実が認められた。

(ア) 第3 監査の結果 1 (2) 記載の通知

(イ) 平成28年3月14日、御津支所管内において資源化物・粗大ごみの通常収集を委託していた業者より、「新年度の資源化物・粗大ごみ

の収集については、その委託業務を辞退したい」旨市に連絡があった。
ウ イ記載の各事実を踏まえて、ア記載の変更を行うことは、不合理とは言えず、この変更が本件入札に係る市の裁量権の濫用により違法であるとは認められない。

(2) 「市有施設へ搬入した実績」の解釈について

ア 市は、「過去3年間の合計において3,760トン以上」という要件を設定するにあたり、市有施設だけでなく市の指定する民間施設への搬入量を含めた実績値を基礎としている。この点、平成20年度入札において「過去3年間に2,400トン以上」という要件を設定したときも、市有施設だけでなく、市の指定する民間施設への搬入量を含めた実績値を基礎としていた（平成24年度入札では、前記のとおり要件は変更されていない。）。すなわち、本件入札において、搬入量が2,400トンから3,760トンに変更されたこと以外に要件の変更はない。

市は、市の指定する民間施設への搬入量を含めた値を基礎とする理由について、資源化物を含む一般廃棄物の総量を収集・運搬できる体制を整備するためであると説明している。

イ 他方、市は、過去3年間の合計において3,760トン以上を「市有施設へ搬入した実績を有すること」という要件を設定している。この点、平成20年度及び平成24年度入札においても、過去3年間の合計において2,400トン以上を「市有施設へ搬入した実績を有すること」という要件が設定されていた。すなわち、本件入札において「市有施設へ搬入した実績を有すること」の解釈は変更されていない。

市は、民間施設への搬入量を把握するには手間・コストがかかり信頼性にも問題があるためこれを算入せず、簡便・確実に把握することができる市有施設への搬入量のみを要件としたと説明している。

ウ 要件として何トン以上の実績値を設定すべきかを決定するにあたっては、収集・運搬を行った個々の者についての搬入量ではなく、地区全体で予想される収集・運搬の総量が重要となるのに対し、入札に参加する者が要件を満たしているかを判断する際には、その者によって実際に収集・運搬された量を簡便・確実に把握することが重要となる。したがって、要件を設定するにあたり市の指定する民間施設への搬入を含めた実績値を基礎としたとしても、入札に参加する者が要件を満たしているかを判断する際に市有施設への搬入量のみを用いることに合理性を欠くとは言えない。

請求人が「解釈の間違い」として指摘する内容は、結局、株式会社Aについて「要件を充足するかどうかを判定するにあたっては、市有施設

搬入実績だけで計算すべきであるのに、民間施設への搬入実績も含めて計算する間違いを犯している」という趣旨と理解されるから、これについて（３）で判断する。

（３）株式会社Aの収集実績について

第３ 監査の結果 １（３）ウによれば、本件入札に参加した株式会社Aは、平成２６年度から平成２８年度までの過去３年間の合計において3,760トン以上の一般廃棄物を市有施設へ搬入した実績を有すると認められ、民間施設への搬入実績を加えて計算しているとは認められない。

（４）本件入札手続自体の違法性について

第３ 監査の結果 １（３）ウによれば、結果として１者入札となったとしても、本件入札手続自体に違法性があるとは認められない。

（５）本件契約の違法性について

以上のとおり、本件入札に違法な事由は認められず、その他本件契約に違法な事由は認められない。

３ 結論

請求人の主張には、いずれも理由がないから、本件措置請求を棄却する。

第４ 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

- 1 本件入札参加資格にある「過去３年間の合計において3,760トン以上の一般廃棄物（ごみ）を市有施設へ搬入した実績を有すること」の要件を設定するにあたっては、市有施設だけでなく民間施設への搬入量を含めた実績値を基礎としながら、入札参加資格を判断する際に市有施設へ搬入した実績値のみで判定するという現行の仕組みは、難解である。市民からの問い合わせ等に対し、要件設定についての説明であるのか、入札に参加する者に必要な資格の判定基準の説明であるのかを明確にして回答しなければ、市民に誤解を招く結果となる。本件措置請求も、請求人に対する説明不足に起因するものと評価せざるを得ない。正確な説明をすべきことはもちろんであるが、市民にとってよりわかりやすい表記に努められたい。
- 2 本件入札実施の公告文には、「一般廃棄物（ごみ）」の用語が資源化物を含む意味で使われている。これに対し、「どうすりゃーええ？ごみ減量・リサイクルガイド」には、資源化物である缶、びん、古紙、古布などはごみではない旨の記載がある。両者を合わせ読むと、入札に参加

する者に必要な資格は、可燃ごみ及び不燃ごみのみを3,760トン搬入した実績を有する者であるとの誤解を生じかねない。このような誤解を生じないように、用語の使用には注意を払われたい。